

阪神・淡路大震災と原子力発電所の耐震設計

平成7年2月17日  
科学技術庁原子炉規制課

阪神・淡路大震災から得られた 知見・疑問	一般建築物	原子力発電所等耐震設計審査指針の 考え方	もんじゅ
耐震設計に活断層を適切に考慮 しななければならないのではない か。	建築基準法では基本的に全 国一律の基準。各地の活断層を考 慮するようにはなっていない。	(敷地で) 想定されるいかなる地震 力に対しても、これが大きな事故の 誘因とならないよう十分な耐震性を 有していなければならない。 (基本方針より) 想定される地震力の中に敷地周辺の 活断層を適切に考慮する。	<p>歴史地震 活断層 地震地体構造 直下M6.5</p> <p>綿密な調査によって</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>直下に活断層はない</li> <li>最強地震 (S<sub>1</sub>)、限界地震 (S<sub>2</sub>) それぞれに活断層を考慮</li> </ul>
都市防災における直下地震 (活 断層) 考慮の重要性	—	活断層を調査し、敷地直下の活断層 は避けて立地する。 活断層の有無に拘わらず、基準地震 動 S <sub>2</sub> に M=6.5 の直下地震の想 定を要求。 雁行、断続する断層についてその連 続性、活動度を慎重に検討し、要す れば一括評価する。	活断層調査の結果からももんじゅ の敷地では直下地震は想定され ない。 考慮している。 例、S <sub>1</sub> ~S <sub>6</sub> 断層は一部に活動度 の高い部分が推定されるので念 のため連続するものとして評価